

[]消防計画

1 目的

この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、管理権原の及ぶ範囲における防火管理業務等について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害等の発生の防止及び人命の安全並びに災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

2 計画の範囲

- (1) 管理権原の及ぶ範囲は、_____部分とする。
- (2) この計画は、当該事業所に関する全ての人が守る必要がある。

3 管理権原者

管理権原者()は、管理権原が及ぶ範囲の防火管理業務について、全ての責任を持つ。

4 自衛消防の組織及び活動等

火災、地震、その他の災害等が発生した場合に、被害を最小限にとどめるために自衛消防の組織を設置する。火災等の災害が発生した場合は、災害種別・被害区分ごとに定めた自衛消防の組織の任務分担等に基づき行動する。(別紙1)

5 自主検査

防火管理者は、建築物、火気設備等及び消防用設備等の維持管理を図るため、自主検査チェック表(別紙2)と消防用設備等自主点検チェック表(別紙3)を別に作成し、その表に基づき定期的に検査を実施し、その結果を記録、保存する。

6 消防用設備等の点検・整備

防火管理者は、建物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため、法定点検を実施し、その結果を防火管理維持台帳に記録、保存するとともに(1年・3年)に1回消防署長に報告する。なお、点検は毎年()月と()月に行う。

7 避難施設等の維持管理及びその案内

火災予防及び避難施設等の維持管理のため、次の事項を遵守する。

- (1) 火気設備等は、使用前、使用後には必ず点検し、安全を確認するとともに、周囲は常に整理整頓する。
- (2) 噫煙は、指定された場所で行う。
- (3) 廊下、階段、出入口等には、避難の障害となる物品を置かない。
- (4) 非常口等は、有事に容易に開放できるよう維持管理する。
- (5) 定められた場所以外で火気を使用しない。
- (6) 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

- (7) 内装や構造等の変更工事を行う場合は、消防法違反が発生しないかを確認したうえで行う。
- (8) 工事を行う場合は、火気等の使用について防火管理者等の指示を受ける。

8 収容人員の適正化

防火管理者等は、常に収容人員を把握するとともに、適正化を図り、安全管理に努める。

9 防火管理上必要な教育

防火管理者等は、従業員等に対し、定期に次に示す事項の教育を実施する。

- (1) 消防計画の周知徹底及び従業員等の任務について
- (2) 火災予防上の遵守事項について
- (3) 発災時の周知要領及び避難誘導要領について
- (4) 消防用設備等の機能及び取扱要領について

10 消防訓練

防火管理者等は、火災、地震、その他の災害に際し、被害を最小限にとどめるため消火、通報、避難誘導等の訓練を(定期的()月に・年2回以上()月と()月に)実施する。

なお、特定防火対象物は、消防訓練を実施する場合は、事前に訓練通報書(別記様式)を消防機関へ届出

11 消防機関との連絡

防火管理業務について、消防機関に連絡する必要のあることは次のとおりとする。

- (1) 防火管理者の選任、解任の届出
- (2) 消防計画の作成、変更届出
- (3) 消防用設備等の点検結果報告
- (4) その他法令で定める必要な届出
- (5) 建物の使用用途や構造を変更する場合(部分的な変更も含む)の事前相談

12 その他

- (1) 本計画に定めるもののほか、適宜、防火管理者等は、管理権原者の指示のもと防火管理に関して必要な事項を行い、必要となる書類(避難経路図など)を編冊する。
- (2) 次の□にチェックしたものについては、それぞれのとおりとする。
 - 防火管理上必要な業務の一部委託の方法は、消防法施行規則第3条第2項の規定に基づき、別添1のとおりとする。
 - 南海トラフ地震等に係る事項(浸水被害が想定される区域に該当する事業所等のみ)は、別添2のとおりとする。
 - 消防法第8条の2の2(防火対象物の点検及び報告)に該当する場合は、資格のある者に点検をさせ、その結果を1年に1回、消防機関に報告する。また、消防に関する書類(別添3)を防火管理維持台帳として編冊し保存する。

自衛消防隊の編成及び任務表

- ◎自衛消防隊は、管理権原が及ぶ範囲を担当する。
- ◎届出対象物自衛消防隊長の命令により、防火対象物全体で活動する。
- ◎火災が発生した時の役割や任務は、次の表のとおりです。

役割		災害等発生時の任務
隊長 ()		活動を指揮する。
副隊長 ()		隊長を補助する。 隊長の代理として活動を指揮する。
通報班	隊員 ()	1 非常ベルや声で、火災の発生を知らせる。 2 119番(消防)通報する。 3 防災センター等関係先へ連絡する。
初期消火班	隊員 ()	1 避難路を確保し、水バケツ、消火器等を使用して初期消火する。 2 天井に燃え移ったら、消火器による初期消火は中止して避難する。 3 屋内消火栓設備の設置がある建物は、活用して消火する。
避難誘導班	隊員 ()	1 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。 2 安全に避難できる方向へ誘導する。 3 けが人や逃げ遅れた人がいるか確認する。

なお、任務等に關係なく、けが人や逃げ遅れた人がいる場合は、全員で協力して助けます。

自主検査チェック表（定期）

区分	検査項目	結果
建築物及び工作物	1 柱・はり・壁・床等に欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	2 天井の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	3 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	
	4 外壁・ひさし・パラペット等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。	
	5 防火区画（床又は壁）の埋めもどし施工は、完全であるか。	
	6 防火戸、防火シャッター及び閉鎖装置は、破損、さびつき等がなく、確実に作動するか。	
	7 防火戸、防火シャッターの作動ライン内に物品を存置していないか。	
	8 防火戸、防火シャッターの直近に可燃物を存置し、延焼媒介となるおそれがないか。	
	9 常時閉鎖式防火戸は、開放状態のまま放置していないか。	
	10 避難口扉の開放方向は、外開きとなる等、避難上適正であるか。	
	11 階段、通路等の避難施設の床面は、避難に際しつまずき又はすべり等が生じるおそれがないか。	
防火管理	12 収容人員の定員管理は、適切に行っているか。	
	13 消防計画は、実態に即した内容とし、従業員に防火上必要な教養、訓練を実施しているか。	
	14 増改築、模様替え等の工事を行う場合は、適切に防災計画を樹立し、万全を期しているか。	
	15 非常用進入口に通じる通路は、有効に確保しているか。	
	16 建築物内外は、常に整理整頓し、可燃物は放置していないか。	
	17 終業後の防火点検は、確実に実施しているか。	
避難管理	18 避難口扉は、開放したとき、開いた扉によって避難通路を狭めることがないか。	
	19 避難口扉は、避難に際して鍵を用いることなく、屋内から解錠することができるか。また、解錠方法の表示があるか。	
	20 避難口扉は、カーテン等で隠ぺいしたり、鏡その他の装飾品等を設けたりして識別の妨げとなっていないか。	
	21 避難口付近は、物品等を存置し、避難上支障となっていないか。	
	22 防火戸、防火シャッター等のそとびら又はくぐり戸は、避難に際して直ちに開閉することができるか。	
	23 避難通路は、入場者の避難が容易に行うことができるよう、すべての避難口に直通しているか。	
	24 避難通路は、入場者の避難上有効な幅員となっているか。	
	25 避難通路、避難階段に避難上支障となる物品を置いていないか。	
	26 階段を一部の用途専用となるように区画し、避難の障害となっていないか。	
	27 客室内に避難施設等を図示した避難経路図の掲出を行っているか。	

区分		検査項目	結果
防炎規制	28	カーテン、幕類、布製ブラインド、じゅうたん等、展示用合板等の防炎対象物品は防炎性能を有しているか。	
	29	防炎性能を有するものには、防炎ラベルを貼付しているか。	
火気使用設備・器具等	30	火気使用設備・器具等の構造は適正か。	
	31	火気使用設備・器具等の付近は整理整頓され、可燃物は火災予防上安全な距離を有しているか。	
	32	煙突、煙道の構造は適切か。また、可燃物とは安全な距離を保有しているか。	
	33	厨房設備・器具等（給湯湯沸器含む。）のフード、フィルター、ダクト内は、定期的に清掃し、防火ダンパーの維持管理は適切か。	
	34	異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。	
	35	燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	
	36	火気使用設備等は、取扱責任者を定め、使用時の監視並びに使用後の点検を励行しているか。	
電気設備・器具等	37	電気配線は、適切な配線工事をしているか。	
	38	電線、コード、器具等は使用場所、用途に適合したものを使用しているか。	
	39	コードの亀裂、老化、損傷はないか。	
	40	タコ足の接続を行っていないか。	
	41	許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
	42	電気設備は、必要な知識及び技能を有する者によって保守点検し、安全に使用しているか。	
火の使用制限	43	裸火の使用、危険物品の持ち込みをする場合は、必要最小限度とし、消防署の許可を受けて行っているか。	
	44	喫煙の管理は、喫煙場所を設けて適切に行っているか。	
	45	喫煙所や禁煙場所を示す標識は適切に掲出されているか。	
危険物等	46	消防法又は大阪市火災予防条例で定める数量以上の危険物等（指定可燃物等、圧縮アセチレンガス、無水硫酸、液化石油ガス、生石灰、毒物、劇物を含む。）を、無許可又は無届けで、貯蔵又は取扱いをしていないか。暖房用燃料等の取扱いは、適正か。	
	47	容器の転倒、落下防止措置はあるか。	
	48	危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。	
	49	整理、清掃状況は適正か。	
検査実施日	年 月 日		防火管理者確認
検査実施者			

備考【不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。】

凡例【○—良、×—不良、◎—即時改修】

消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確 認 箇 所	点検結果
消火器	1 設置場所に置いてあるか。 2 薬剤の漏れ及び消火器の変形、損傷、腐食等がないか。 3 安全栓がはずれ、封の脱落がないか。 4 ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 5 圧力計は指示範囲にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備(移動式)	1 使用上の障害となる物品はないか。 2 消火栓扉は確実に開閉できるか。 3 ホース、ノズルが接続され、変形、損傷等がないか。 4 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備	1 散水障害がないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 3 送水口の変形及び障害物の存置がないか。 4 スプリンクラーヘッドに漏れ、変形はないか。 5 制御弁は常時「開」の状態になっているか。	
水噴霧消火設備	1 散水障害がないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 3 管、管継手に漏れ、変形がないか。	
泡消火設備(固定式)	1 泡の散布を妨げるものはないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 3 泡のヘッドの詰まり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備	1 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動起動装置) 2 手動起動装置の直近の見やすい箇所に「二酸化炭素消火設備」「ハロゲン化物消火設備」の表示が設けられているか。 3 スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれはないか。 4 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
粉末消火設備 (移動式)	1 扉は、容易に開閉できるか。 2 ホースやノズルに変形、損傷がないか。	
屋外消火栓設備	1 使用上の障害となる物品はないか。 2 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 3 ホース、ノズルに変形、損傷がないか。	
動力消防ポンプ設備	1 常置場所の周囲に使用の障害となる物品がないか。 2 車台、ボディー等に割れ、変形、ボルトの緩みがないか。 3 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備	1 表示灯は点灯しているか。 2 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 3 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 4 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備	1 表示灯は点灯しているか。 2 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 3 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 4 ガス漏れ検知器の変形、損傷、腐食がないか。	

漏電火災警報器	1 電源表示灯は点灯しているか。 2 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油、煙、ほこり、さび等で固着していないか。	
---------	---	--

実施設備	確 認 簇 所	点検結果
非常ベル	1 表示灯は点灯しているか。 2 操作上障害となる物品がないか。 3 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備	1 電源監視用の電源圧力計の指示は適正か。また、電源監視用の表示灯は正常に点灯しているか。 2 試験的に放送設備により、放送ができるかどうかを確認する。	
避難器具	1 避難に際し、容易に接近できるか。 2 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。 3 開口部付近に書棚、展示台等を置き、開口部をふさいでいないか。 4 降下する際に障害がなく、必要な広さが確保されているか。 5 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯	1 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 2 誘導灯の周囲が、間仕切り、ついたて、ロッカ一等で視認障害となっていないか。 3 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ、適正な取り付け状態であるか。 4 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水	1 周囲に樹木等使用上の障害となるものはないか。 2 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入路が確保されているか。 3 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備	1 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障はないか。 2 送水口に変形、損傷、著しい腐食等はないか。 3 散水ヘッドの各部に変形、損傷がないか。 4 散水ヘッドの周囲に散水を妨げる広告、棚等の障害物がないか。	
連結送水管	1 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障はないか。 2 送水口に変形、損傷、著しい腐食等はないか。 3 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となるものがないか。 4 放水口を格納する箱は、変形、損傷、腐食がなく、扉の開閉に異常がないか。	
非常コンセント設備	1 周囲に使用上障害となる物品はないか。 2 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉が開閉できるか。 3 表示灯は、点灯しているか。	
無線通信補助設備	1 地上及び地下の無線機接続端子には、無線機接続端子である旨が表示されているか。 2 地上及び地下の無線機接続端子に変形、腐食がないか。 3 地下の同軸ケーブルは、外形上著しいたるみ、亀裂等がないか。	
検査実施者氏名		防火管理者確認

備考【不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。】

凡例【○－良、×－不良、◎－即時改修】

非常時の連絡表

テナント一覧表

防火管理業務の一部委託状況表

委託の方式
<input type="checkbox"/> 常駐 <input type="checkbox"/> 巡回 <input type="checkbox"/> 遠隔移報 <input type="checkbox"/> 常駐かつ遠隔 <input type="checkbox"/> 巡回かつ遠隔

業務を受託した者の情報	
受託者の社名（氏名）	
受託者の住所	
担当事務所等の住所	
担当事務所等の連絡先	
駆け付けるのに必要な時間	約 分

委託する業務の範囲
<input type="checkbox"/> 遠隔移報による現場確認 <input type="checkbox"/> 避難経路や消防用設備等の維持管理 <input type="checkbox"/> 火気の点検や監視
<input type="checkbox"/> 火災発生や発見時の活動（ <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 ）
<input type="checkbox"/> その他（詳細： _____ ）

南海トラフ地震に係る防災対策

- 1 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、次により津波からの円滑な避難の確保を行う。
 - (1) 南海トラフ地震に伴う津波警報が発表された際の避難場所は(_____)とし、緊急性があると判断した場合は(建物(______))の3階以上の階への避難を優先する。
 - (2) 避難場所までの避難経路をあらかじめ複数とおり想定しておく。
- 2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、自衛消防組織は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、自衛消防組織は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- 4 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表された場合、自衛消防組織は、管理権原者の指示に基づき、防災に関する業務を終了する。
- 5 次の防災訓練を年1回以上実施することとし、必要に応じて自衛消防訓練と併せて実施する。また、消防機関、又は防災関係機関が行う訓練には積極的に参加する。
 - (1) 情報収集・伝達に関する訓練
 - (2) 津波からの避難に関する訓練
 - (3) その他前項目を統合した総合防災訓練
- 6 防火管理者等が従業員等に対して行う教育は次により、別に定める防災教育と併せて実施する。
 - (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
 - (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
 - (4) 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が出された場合に具体的にとるべき行動及び従業員等が果たすべき役割
 - (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

7 防火管理者等が顧客等に対して事前に行う必要な広報を次により実施する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が出された場合の出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (3) 正確な情報入手の方法
- (4) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (5) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊箇所等に関する知識
- (6) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

-浸水被害が想定される区域

大阪市	北区	梅田1から3丁目、大深町、大淀北1から2丁目、大淀中1から5丁目、大淀南1から3丁目、角田町、小松原町、芝田1から2丁目、曾根崎2丁目、曾根崎新地1から2丁目、太融寺町、茶屋町、鶴野町、堂島1から3丁目、堂島浜2丁目、堂山町、兎我野町、豊崎1から7丁目、中崎西1から4丁目、中津1から7丁目、本庄西3丁目
	都島区	内代町1丁目、毛馬町1から2丁目、高倉町1から3丁目、友渕町2から3丁目、中野町3丁目、東野田町3から5丁目、都島北通1から2丁目、都島中通1から3丁目、都島本通3から5丁目、都島南通1から2丁目、御幸町1から2丁目
	福島区	全域
	此花区	北港緑地1から2丁目を除く地域
	中央区	淡路町4丁目、瓦町4丁目、北久宝寺町4丁目、北浜4丁目、久太郎町4丁目、高麗橋4丁目、船場中央4丁目、宗右衛門町、道修町4丁目、平野町4丁目、備後町4丁目、伏見町4丁目、本町4丁目、南本町4丁目
	西区	全域
	港区	全域
	大正区	全域
	浪速区	芦原1から2丁目、稻荷1から2丁目、木津川1から2丁目、久保吉1から2丁目、幸町1から3丁目、桜川1から4丁目、塩草1から3丁目、敷津西1から2丁目、大国1から3丁目、立葉1から2丁目、浪速西1から4丁目、浪速東1から3丁目、湊町1から2丁目、元町3丁目
	西淀川区	全域
	淀川区	十八条1から3丁目、西三国1から2丁目、西宮原3丁目、東三国1から6丁目、宮原1から3丁目、宮原5丁目を除く地域
	旭区	大宮1丁目、高殿2丁目、高殿5丁目、高殿6丁目、中宮1丁目
	城東区	今福西1から6丁目、今福東1から2丁目、今福南2から4丁目、蒲生1から4丁目、鴫野西1から5丁目、鴫野東3丁目、成育1から4丁目、関目1から4丁目、中央1から3丁目、天王田、野江1から4丁目
	鶴見区	鶴見1から4丁目、横堤1丁目、横堤4丁目
	住之江区	安立2丁目、南港中4丁目～5丁目を除く地域
	住吉区	上住吉2丁目、墨江1丁目、住吉2丁目、長峡町、東粉浜3丁目、
	西成区	旭1から3丁目、岸里1から3丁目、北津守1から4丁目、北開1から2丁目、潮路1から2丁目、千本北1から2丁目、千本中1から2丁目、千本南1から2丁目、橘1から3丁目、玉出中1から2丁目、玉出西1から2丁目、津守1から3丁目、鶴見橋1から3丁目、出城1から3丁目、長橋1から3丁目、中開1から3丁目、梅南1から3丁目、松1から3丁目、南津守1から7丁目、南開1から2丁目

※ 東淀川区、天王寺区、東成区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区については、該当地域はありません。

次の表の用途で、消防計画(防火管理者)が必要な施設

(1)項	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 等 □ 公会堂又は集会場 等
(2)項	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ 等 □ 遊技場又はダンスホール 等 ハ 性風俗関連特殊営業 等 ニ カラオケボックス類 等
(3)項	イ 待合、料理店 等 □ 飲食店 等
(4)項	百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗又は展示場 等
(5)項	イ 旅館、ホテル又は宿泊所 等
(6)項	イ 病院、診療所又は助産所 等 □ 老人短期入所施設、養護老人ホーム 等 ハ 老人デイサービスセンター、児童養護施設 等 ニ 幼稚園又は特別支援学校
(7)項	小、中、高校、高専、大学 等
(8)項	図書館、博物館、美術館 等
(9)項	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場 等 □ イ以外の公衆浴場 等
(10)項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 等
(11)項	神社、寺院、教会 等
(12)項	イ 工場(1,000人以上の勤務者がいるものに限る)
(13)項	イ 自動車車庫又は駐車場 等
(15)項	前各項に該当しない事業所 等
(16)項	複数の用途からなる建物で上に掲げる用途が1つ以上入っている建物
(16の2)項	地下街
(17)項	文化財建築物 等

防火管理維持台帳（規則第4条の2の4 第2項）に保存（編冊）しなければならない書類

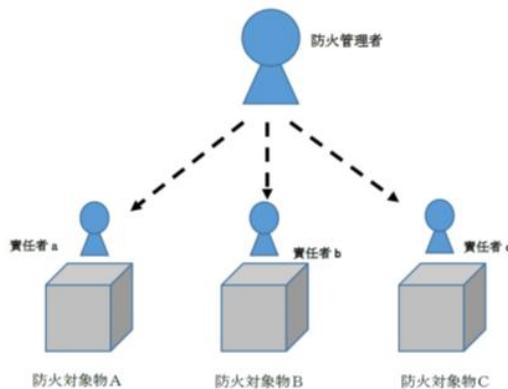
1	甲種防火管理再講習修了証	(該当対象物の防火管理者のみ)	☆
2	防火管理に係る消防計画作成（変更）届出書		☆
3	全体についての消防計画作成（変更）届出書	(該当対象物のみ)	☆
4	防火管理者選任（解任）届出書		☆
5	統括防火管理者選任（解任）届出書	(該当対象物のみ)	☆
6	自衛消防組織設置（変更）届出書	(該当対象物のみ)	☆
7	防火対象物点検結果報告書		☆
8	防火対象物点検報告特例認定申請書	(特例認定を申請した場合のみ)	☆
9	防火対象物点検報告特例認定決定通知書	(特例認定を受けた場合のみ)	
10	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書		☆
11	消防用設備等（特殊消防用設備等）検査済証		
12	消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書		☆
13	防火管理に係る消防計画に基づき実施される次の事項を記載した書類		
	①	火災予防上の自主検査の状況	
	②	消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検及び整備の状況	
	③	避難施設の維持管理状況	
	④	防火上の構造の維持管理状況	
	⑤	定員の遵守その他収容人員の適正化の状況	
	⑥	防火管理上必要な教育の状況	
	⑦	消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の状況	
	⑧	増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督の状況	
14	消防用設備等（特殊消防用設備等）の工事、整備等の経過一覧表		
15	その他防火管理上必要な書類		

☆写しを保存するもの

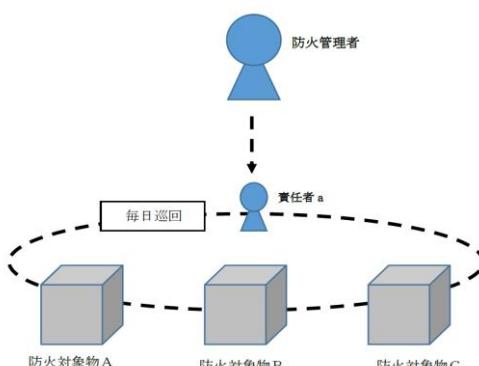
複数の建物で防火管理者を兼務する場合

下記の□チェックした方法で、日常の防火管理業務を行います。

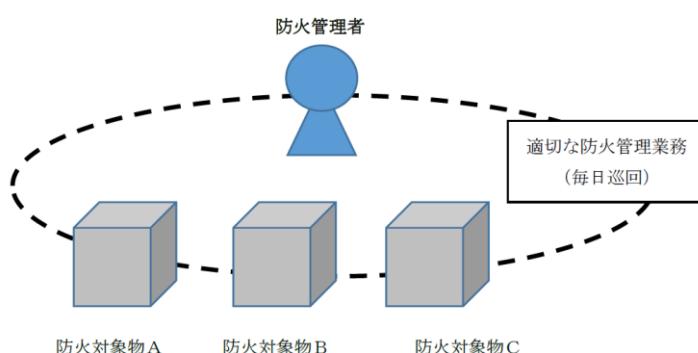
- 防火対象物ごとに避難通路、防火戸等の日常監視を適正に遂行し、かつ防火管理者との連絡を行う専任の責任者を定める。



- 防火対象物等の巡回により避難通路、防火戸等の日常監視を適切に遂行し、かつ防火管理者との連絡を行う専任の責任者を定める。



- 防火管理者自らが防火対象物等の巡回により避難通路、防火戸等の日常監視を適切に遂行する。



常駐者がいない対象物の緊急時の連絡先（※宿泊施設必須）

- 緊急時の連絡先は〔 　　　　　　　　〕です。
- 災害等の緊急時、〔 　　　　　　　　〕が現地に駆け付けます。
- 駆け付ける時間の目安は約〔 　　　　〕分です。

関係者不在の宿泊施設における防火安全対策のチェックポイント

	検査項目	結果								
利用者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・施設関係者が不在となる旨やその時間帯についての施設情報を、利用者に周知する。なお、宿泊施設の利用開始時に周知するほか、利用者が事前の段階で関係者不在となることを認識しづらい施設形態の場合には、予約時等にも周知する。 ・利用者に対して周知が必要な事項については、利用開始時等にあらゆる手段を用いて周知しているか。 									
平時の火災予防	<ul style="list-style-type: none"> ・火気使用器具の適切な取扱い方法について利用者に周知しているか。 ・喫煙ルールについて利用者に徹底しているか。 ・寝具類からの出火・延焼を防ぐために防炎製品を使用しているか。 ・コンセント周りの定期的な清掃を行っているか。 ・火気を使用する調理器具やレンジフードの清掃を行っているか。 ・放火防止のため、ごみ置場の施錠など可燃物を適切に管理しているか。 ・速やかな避難を確保するために、避難経路を適切に維持管理しているか。 									
避難誘導	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">施設側の自衛消防活動</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・速やかに避難誘導ができるよう、火災を早期に覚知し、駆けつける体制を構築している。 ・火災が発生した際に、利用者に対して避難を促す対策を講じているか。 </td><td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">■</td></tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 30%; vertical-align: middle; padding: 5px;">利用者があんせんに行動するための対策</td><td style="width: 40%; padding: 5px;">利用者に対し、火災発生時は身の安全を確保し、避難を最優先とするよう周知しているか。</td><td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">■</td></tr> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">利用者に避難経路を周知しているか。</td><td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">■</td></tr> </table>	施設側の自衛消防活動	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに避難誘導ができるよう、火災を早期に覚知し、駆けつける体制を構築している。 ・火災が発生した際に、利用者に対して避難を促す対策を講じているか。 	■	利用者があんせんに行動するための対策	利用者に対し、火災発生時は身の安全を確保し、避難を最優先とするよう周知しているか。	■	利用者に避難経路を周知しているか。	■	
施設側の自衛消防活動	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに避難誘導ができるよう、火災を早期に覚知し、駆けつける体制を構築している。 ・火災が発生した際に、利用者に対して避難を促す対策を講じているか。 	■								
利用者があんせんに行動するための対策	利用者に対し、火災発生時は身の安全を確保し、避難を最優先とするよう周知しているか。	■								
	利用者に避難経路を周知しているか。	■								
通報	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">施設側の自衛消防活動</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・速やかに消防機関に通報ができるよう、火災を早期に覚知し、通報する体制を構築しているか。 </td><td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">■</td></tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 30%; vertical-align: middle; padding: 5px;">利用者があんせんに行動するための対策</td><td style="width: 40%; padding: 5px;">利用者に対し、火災発生時は身の安全を確保し、避難を最優先とするよう周知するとともに、安全確保の範囲内における消防機関への通報に係る協力を併せて周知しているか。</td><td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">■</td></tr> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">利用者があんせんに行動するための対策</td><td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">■</td></tr> </table>	施設側の自衛消防活動	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに消防機関に通報ができるよう、火災を早期に覚知し、通報する体制を構築しているか。 	■	利用者があんせんに行動するための対策	利用者に対し、火災発生時は身の安全を確保し、避難を最優先とするよう周知するとともに、安全確保の範囲内における消防機関への通報に係る協力を併せて周知しているか。	■	利用者があんせんに行動するための対策	■	
施設側の自衛消防活動	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに消防機関に通報ができるよう、火災を早期に覚知し、通報する体制を構築しているか。 	■								
利用者があんせんに行動するための対策	利用者に対し、火災発生時は身の安全を確保し、避難を最優先とするよう周知するとともに、安全確保の範囲内における消防機関への通報に係る協力を併せて周知しているか。	■								
	利用者があんせんに行動するための対策	■								
初期消火	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">施設側の自衛消防活動</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・速やかに消火活動ができるよう、火災を早期に覚知し、駆けつける体制を構築している。 </td><td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">■</td></tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 30%; vertical-align: middle; padding: 5px;">利用者があんせんに行動するための対策</td><td style="width: 40%; padding: 5px;">利用者に対し、火災発生時は身の安全を確保し、避難を最優先とするよう周知するとともに、安全確保の範囲内における初期消火への通報に係る協力を併せて周知しているか。</td><td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">■</td></tr> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">利用者があんせんに行動するための対策</td><td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">■</td></tr> </table>	施設側の自衛消防活動	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに消火活動ができるよう、火災を早期に覚知し、駆けつける体制を構築している。 	■	利用者があんせんに行動するための対策	利用者に対し、火災発生時は身の安全を確保し、避難を最優先とするよう周知するとともに、安全確保の範囲内における初期消火への通報に係る協力を併せて周知しているか。	■	利用者があんせんに行動するための対策	■	
施設側の自衛消防活動	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに消火活動ができるよう、火災を早期に覚知し、駆けつける体制を構築している。 	■								
利用者があんせんに行動するための対策	利用者に対し、火災発生時は身の安全を確保し、避難を最優先とするよう周知するとともに、安全確保の範囲内における初期消火への通報に係る協力を併せて周知しているか。	■								
	利用者があんせんに行動するための対策	■								
消防隊への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・施設関係者は、現場に到着した消防隊に情報提供ができるよう、火災を早期に覚知し、駆け付ける体制を構築しているか。 ・速やかに出火場所、避難者や逃げ遅れた者の氏名等の情報を収集し、消防隊へ情報提供を行うための要領を定めているか。 ・消防隊が、現場で施設側に連絡をとる際の緊急連絡先を明確にしているか。 									
教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・施設に関係者がいる時間帯と不在となる時間帯の双方を想定し、それぞれの時間帯における対応者に対し、施設の実情に即した教育・訓練を実施しているか。 									

別記

消防訓練通報書

年 月 日

大阪市 浪速 消防署長 様

住 所

防火管理者 氏 名

電話番号

消防計画に基づく消火訓練及び避難訓練を実施するので、消防法施行規則第3条第11項の規定により、次のとおり通報します。

事業所の所在地	大阪市 浪速 区		
事業所の名称		用 途	
実施日時	年 月 日	時 分 から	時 分 まで
訓練内容	消火訓練・避難訓練 (必須)	<input type="checkbox"/> 通報訓練 <input type="checkbox"/> その他の訓練 (応急手当訓練など)	
参加人員	人		
訓練概要 (具体的に記入すること)			
※ 受付欄	※ 経過欄		

- 備考 1 訓練計画書がある場合は、添付すること
2 訓練内容の欄は、消火訓練及び避難訓練のほか実施を予定している訓練の□にレを付けること
3 ※印の欄は記入しないこと